

世界遺産登録 再チャレンジ

平泉の文化遺産は、平成23年の世界遺産登録を目指しています。このコーナーでは、登録に向けた取り組み状況についてお知らせします。

第22回 世界遺産登録の現状

10月14日、文部科学省講堂で「第34回世界遺産委員会に係る情報交換会」が開催され、文化庁から世界遺産登録の状況についての詳細な説明がありました。

まず、世界遺産の数ですが、今年の世界遺産委員会を経て、文化遺産704件(新規15件) 自然遺産180件(新規5件) 複合遺産27件(新規1件) 合計で911件(新規21件)となりました。世界遺産の登録物件は増加傾向にあります。

また、世界遺産委員会で発表された「推薦資産に対するイコモスの報告」に、次のような指摘が見られました。



今年開催された世界遺産委員会の様子

▷一般的に複雑な資産が多く、その内容を推薦書がきちんと説明しきれていない。

▷推薦書の最も弱い部分は、比較研究、資産の完全性、モニタリングに関する記述である。

▷いくつかの資産については、法的な課題を解決したり、調査研究を深めて価値を明らかにすることが必要であり、推薦までもう少し時間をかけた方が良い。

資産の保存管理についても「推薦を受けた時点での状況を審査するのであり、将来の計画は評価しない」と明言しています。これらの指摘内容は、「平泉」にとっても非常に厳しいものです。しかし再チャレンジの取り組みは、前回のイコモスの評価や世界遺産委員会の決議に沿って着実に進められており、十分な理解が得られるものと思われまます。

今年の世界遺産委員会では、諮問機関であるイコモス(文化遺産)やIUCN(自然遺産)の勧告を覆して登録された物件が多くみられました。文化遺産では9件が逆転登録しています。年々厳しくなるイコモスの評価に、委員国が反発したという見方もありますが、そうした傾向が今後も続くかどうかは不明です。

平泉を掘る

町内には、数多くの貴重な遺跡があります。すでに知られている遺跡内で住宅などを建てたり、切り土・盛り土の工事をしたりする場合には、文化財保護の観点から事前に埋蔵文化財の発掘調査が必要です。

事業を円滑に進めるため、皆さまのご理解とご協力をいただいで発掘調査を実施しております。

◎発掘調査(野外調査)の実施期間

発掘調査(野外調査)は毎年4月から10月までの7カ月間です。11月から翌年3月までは室内整理期間(発掘調査報告書作成など)となり、原則として発掘調査(野外調査)は実施しません。

◎発掘調査の経費

発掘調査や室内整理にかかる経費については、文化財保護法に基づく原因者負担の原則により、開発事業者に負担していただきます。

個人住宅などの建設の場合は、国庫補助制度を活用

発掘最前線⑨

発掘調査にご協力を

するため個人負担はありません。

◎受付期間(開発事業の協議)

23年度の発掘調査予定については、22年12月17日までが受付期間です。この期間内に協議があったものを23年度の発掘調査スケジュールに組み入れていきます。

住宅建設などの計画がある場合は、できるだけ早い時期に協議をお願いします。

受付・問い合わせ先

町教育委員会

☎46-5576

文化遺産センター

☎46-4012



発掘調査の様子



委員長
青木米子さん

【選挙管理委員会委員】
委員長 青木米子(11区)
委員長職務代理者 今野真木男(17区) 委員 千葉廣光(11区) 佐藤勅司(14区)

町選挙管理委員会委員の任期は平成22年9月30日から26年9月29日までの4年間です。よろしくお願ひします。(敬称略)



委員
佐藤勅司さん



委員
千葉廣光さん



委員長職務代理者
今野真木男さん

【選挙管理委員補充員】
千葉敏明(5区) 遠藤悦郎(9区) 千葉征紀(15区) 千葉勝郎(19区)

委員長に 青木米子さん 町選挙管理委員会委員

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(もしくは領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に証明書が送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます

ので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所、または控除証明書専用ダイヤルへお問い合わせください。

問い合わせ先

◎控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
(IP電話等の方は、☎03-6700-1130)

▷受付期間

11月1日(月)~平成23年3月15日(火)

▷受付時間

月~金曜日 8:30~17:15

ただし月曜日(月曜日が休日の場合は

火曜日)は19:00まで受付

祝日はご利用いただけません。

第2土曜日 9:30~16:00

◎一関年金事務所 ☎23-4246